

(第一類 第十九号)

第二回 國會 衆議院 議院運営委員會 議錄 第六十二号

昭和二十三年六月二十九日(火曜日)

午前十時五十三分開議

出席委員

委員長 淺沼稻次郎君

理事 坪川 信三君

小澤 重喜君

山口 喜久二君

笹口 晃君

吉川 兼光君

神山 榮一君

成重 光貞君

中野 四郎君

林 百郎君

出席政府委員

法制局長 官 佐藤 達夫君

委員外の出席者

議長 長 松岡 駒吉君

副議長 長 田中 萬逸君

議員 員 齋藤 晃君

事務局長 長 大池 眞君

法制部第一部長 福原 忠男君

本日の會議に付した事件

裁判官彈劾法の一部を改正する法律案起草に関する件

議院事務局法の一部を改正する法律案起草に関する件

議院法制局法案起草に関する件

福井、石川、和歌山各縣下における震災の救援に関する決議案並びに震災地に対する議員派遣に関する件

參議院回付案の取扱ひに関する件

法制局長官より政府提出予定法案の説明聴取

(筆記)

第一類第十九号 議院運営委員會會議錄 第六十二号 昭和二十三年六月二十九日

○淺沼委員長 これより議院運営委員會を開きます。

彈劾裁判所と國會との關係について事務局長から御説明を願います。

○大池事務局長 彈劾裁判所と國會との關係について私見を申し上げて、さらに法制局長官の御意見を伺いたいと存じます。

彈劾裁判所と國會との關係の法律的の面を申し述べます。彈劾裁判所憲法に基きまして國會に附置されたものでありますから、この機關は國會の機關であると思ひます。従つて彈劾裁判所そのものは國會が監督をし、これを管理する権能をもつてゐるものと私自身は解釈をしております。しかしながらこの彈劾裁判法によりまして、訴訟委員會があるいは彈劾裁判所そのものが獨立をして職務を行うことでありますから、國會そのものが職務を行う場合に監督指揮は全然できません。獨立した機關でありますから獨立で職務執行ができるものと思ひます。従ひまして裁判所並びに訴訟委員會の給與の問題は、國會が適當と認める予算を組んで彈劾裁判所の費用、訴訟委員會の費用として、それを計上し、國會予算としてその運行を全からしめるのが法の建前ではなからうかと思ひます。ただ事実問題の執行にあたりましては、一々國會にそれを提出してどうこうするといふことは困難でありますし、兩院に所屬しておるものでありますから、兩院の議長が彈劾裁判所の予算の提出については、これを委任して適當に行わ

せるといふようなことが一番便利な方法ではなからうかと思ひます。

○平川委員 國會予算でとるべきであるといふことでありますが、實際はどうなつておりますか。

○大池事務局長 國會の予算の中に國會圖書館の予算並びに彈劾裁判所予算、訴訟委員會の予算として別の項目を設けまして一括して出してあります。彈劾裁判所訴訟委員會そのものが予算の編成をやつておるわけではなくて、手続上向うの仕事でありますから、委員會の御意向を聞いて、それに應ずるような予算を一應事務的に編成いたしまして、運営委員會の御承認のあつたものを國會予算として衆議院議長が大蔵省に要求するという形になります。

○淺沼委員長 それでは法制局長官から何かお話がありますか。

○佐藤 達政府委員 事務局長の御説明の通りであります。

○淺沼委員長 それでは改正案の第五條第八項の「國會の閉會中その職務を行う場合においては」というのを削除してはという意見については、現行法通りにいくといふことで異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○淺沼委員長 さよう決定いたしました。

次の第七條の事務局案については、改正案通り決定して異議ありませんか。

○石田(博)委員 人員四名といふこと

については、主事以外の者を増すといふことはあり得るわけですか。

○大池事務局長 職員としては主事までが職員でありますので、それ以外、たとえば場所がよそへ設けられるという場合に、小使とかタイピストを使う必要があるときは、職員以外の者になりますから、採用することはできると思ひます。

○石田(博)委員 その点でしばらく何もしていなかつた訴訟委員會が、最近非常に忙しくなつてきたといふことで、あるいは將來生ずべき事態に應ずるといふ建前で、現在のところ四名に殖やすことは異議ありませんが、その運営にあつて、主事以外の人員の採用については、院内の職員お互ひに有無相通するといふ点で、院内の職員の配置轉換を考慮するといふ点を附帶條件として、この原案に賛成いたします。

○淺沼委員長 今、石田君の言われた條件を附帶して異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○淺沼委員長 さよう決定いたしました。

○大池事務局長 第七條の最後の事項ですが「事務局長及びその他の参事及び主事は委員長が衆議院議長の同意を得てこれを任免する。」とあります。それに「衆議院議長同意及び議院運営委員會の承認」という字句を入れていただきたいと思つております。今度國會法がそういうことに本院の議決でなりましたので、衆議院の事務局の方の採用もその形式であり、法制局の採用もその形式でやりますので、これも委員長だけではないに、運営委員會の承認も必要であるように同調をさせていたいただきたいと思ひます。

○淺沼委員長 それでよろしゅうございますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○淺沼委員長 さよう決定いたしました。

それから十六條の九項と十八條は今改正された條項は訴訟委員會と裁判所と違つただけで、内容は全部同じであります。

○大池事務局長 結局十六條の九項は削除になります。今の五條の八項も削除になります。そこで今の十八條の一番最後の事務局長その他の参事及び主事は裁判長が兩院の議長の同意を得て議院運営委員會の承認を得てこれを任免する。これは兩院議長から兩方ではなくて、これは衆議院議長及び参事長及び書記を事務局長その他の参事及び主事に改めるといふだけでござい

ます。

○淺沼委員長 三十條は名前の変更だけでございまして、これでよろしゅうございませう。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○淺沼委員長 さよう決定いたしました。

罰則の不均衡の問題について議論が出ておりました。これはどう取扱ひしようか。これは彈劾裁判所及び訴訟委員會に出る証言と、議會に証人が出頭しての証言との間に、いわゆる偽

委員会関係では大体順調にいつておりますから、特に申し上げるものはあ

ませんが、國民健康保險法の一部を改正する法律案、理容師法特例案等はおそらく問題はないと思ひます。農林委員関係では、自作農創設特別措置法の一部を改正する法律案、農地調整法の一部を改正する法律案、農業協同組合法の一部を改正する法律案、食糧確保臨時措置法案です。商業委員会関係では事業者団体法案、輸出品取締法案等は先方が非常に関心をもちつておられるのでその意味で申し上げます。運輸交通委員会関係では、國有鐵道運賃法案、港域法案は七月十五日の締切になつております。通信委員会関係では電信電話料金法案、郵便法等の一部を改正する法律案、財政及び金融委員会には軍事公債の利子支拂の特例に関する法律案、所得税法の一部を改正する等の法律案、取引高税法、大藏省預金部特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補填のための一般会計からする繰入金に關する一部を改正する法律案、國有鐵道事業特別会計及び通信事業特別会計における事業運営以外の行政に要する経費の財源に充てるための一般会計からする繰入金に關する法律案、復興金融庫法の一部を改正する法律案、印紙をもつてする歳入金納付に關する法律案、簡易生命保險事業に關する法律案、簡易生命保險事業における戰爭危險に因る死亡に基く保險金の支拂による損失の補填に關する法律案、物資の割當に關する手数料等の徴收に關する法律案、決算委員会関係では建設費設置法案は非常に重要ですが、順調に進んでおるようであり、それから回付案では民事訴訟法の一部を改正する法律案、は重要と考へております。

以上は一應の御参考までの説明でございます。

ざいます。なおこれから提案予定の問題でありますが、前同御報告申し上げまして、そのあとまた事情の変更等もございまして、予定法案についてたゞいまの状態を申し上げます。一應会期等の問題を離れて事務的の立場から率直なことを申し上げますから、お聴取り願ひます。

五月以來先方に持ち込んだのは相當溜つておりました、見送しが非常につきかねておりますが、実は二三日中にオーケーのくるものが十一、二件はあるといふ見通しであります。そのうち主なるもの五、六件政府として関心をもちておるものを、一應申し上げておきたいと思ひます。金融機關再建整備法の一部を改正する法律案はようやく今日あたり承認が來そうであります。それから競馬會が閉鎖機關に指定されることになりました関係上、競馬法を全面的に改正しなければならぬことになりました。國營競馬にかへなければならぬので、競馬法がございます。これに伴ひまして、國營になりまします関係上、特別会計法もそれに伴つて出てくるのであります。それから新給與の關係で昭和二十三年六月以降の政府職員俸給等に関する法律案、農業漁業復興資金融通法案、それに關します特別會計法がございます。それから外國貿易特別資金特別會計法案これは全く先方の要望によるのであります。それらがおもなるものであります。あとは國民金融公社法案、罹災都市借地借家臨時處理法に関する法律案、それに伴うて適用地区を指定する法律案、それから思いがけぬときにオーケーの來たのが、教育公務員の任免等に関する法律案、これは本日提案になると思ひます。

す。それから消費生活協同組合法案は先方に出してあります。これはオーケーは來ておりません。小さい問題が馬匹組合の整理等に関する法律案、開拓者資金融通法の一部改正、森林資源造成法の二部を改正する法律案、それから石炭鉱業權等臨時措置法案、以上事務的に申し上げますとさうなのが実情でございます。

○淺沼委員長 政府からの議案をなるべく上げてもいいという要望と、今後の出るであろうと思われる法案の説明を承つて、會議を進めたいと思ひます。

次にお諮りしたいと思ひますのは、中小企業對する衆議院の態度の問題ですが、各党とも意見はきまつておると思ひます。商業委員會の決定では大休業議院の案を通すことになつておるようで、本日の日程に上つておりますから、どうするかということはいん内交渉に任せることに異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○淺沼委員長 さよう決定いたしました。

○淺沼委員長 次に政治資金規正法についてお諮りいたします。速記をやめて下さい。

〔速記中止〕

○淺沼委員長 政治資金規正法の取扱ひについては午後もう一回この會議を開くことで異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○淺沼委員長 さよう決定いたしました。

○淺沼委員長 次に福井縣、石川縣の震災の實地調査に關する件は院議をもつて代表者を派遣することにきまつた

のであります。見舞決議の決議文を持つて行く方が妥當ではないかと思ひます。そういうことに決定してよろしゅうございませうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○淺沼委員長 さよう決定いたしました。

○山口(喜)委員 福井縣も大きいですが、和歌山縣の震災に關して早川君が緊急質問をしたように、龍神溫泉を中心とする所が震源地であることがわかつて、各村々の道路の決壊亀裂で龍神溫泉は全滅した。通信連絡がないためにわからなかつたが、たいへんなことらしいのです。だから同じ地震の被害であれば、それも附け加えておいてもらいたいと思ひます。

○淺沼委員長 代表の議員派遣の件に關しては第二の問題として福井、石川、和歌山縣地方における震災の慰問決議という取扱ひにして異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○淺沼委員長 さよう決定いたしました。暫時休憩をいたします。

午後零時十分休憩

午後零時十二分開議

○淺沼委員長 これより議院事務局法のの一部を改正する法律案並びに議院法制局法案を一括議題に供します。昨日一應の決定を見たのであります。議院法制局法案の第四條における法制局長は特にこれを置く必要がないと認められますので、第四條を削除してはいかがかと存じますが、御異議はありますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○淺沼委員長 さよう決定いたしました。

す。

なお議院事務局法の一部を改正する法律案につきましては、十四條の専門員の任免については、國會議員法の改正の際、別に規定を定めるといふことで決定したいと思ひます。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○淺沼委員長 さよう決定いたしました。

本日はこれにて散會いたします。

午後零時十六分散會

昭和二十三年九月二十九日印刷

昭和二十三年九月三十日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局